

- 太枠 内を記入してください。
 - 申請敷地及び敷地周辺の道路状況がわかる縮尺1/2,500程度のA4サイズの位置図を添付してください。
- [注意] 調査事項記入(下見印受領等)後の複写使用不可

調 査 報 告 書

(送信先)指定確認検査機関

ビューローベリタスジャパン株式会社 様

仮受付番号第()号

令和 年 月 日

■ 計 画 概 要 (送信者)大阪市計画調整局 建築指導部 建築確認課長

・申請の種類	☐ 新規 ☐ 計画変更	☐ 建築物 ☐ 工作物
・工事の種類	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 用途変更 ☐ 移転 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替	
・建築主氏名		
・代理者名	(事務所名) (氏 名) (電話番号)	
・建築場所	(地 番) 大阪市 区 (住居表示) 大阪市 区	
・敷地面積	()㎡ ・現況区域面積() ㎡	
・建築面積	()㎡ ・延べ面積()㎡・駐車場面積()㎡	
・階数	(地上 階 地下 階) ・建物高さ()m ・塔屋を含む建物高さ()m	
・用途	() ・構造() ・工作物の概要()	
・共同住宅の住宅戸数	()戸 (ワンルーム、35㎡以下の事務所 戸 ファミリー 戸)	
・地域、地区	・用途地域()指定建蔽率()% 指定容積率()% ・防火地域(☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 法第22条地域)	
・その他の区域、地域、地区	(☐ 風致地区 ☐ 臨港地区 ☐ 地区計画 ☐)	
・許可・認定等	◇ 法43条 ◇ 法44条 ◇ 法48条 ◇ 法56条の2 ◇ 法59条の2 ◇ 法86条 ☐ 都計法53条 ☐ その他()	
・盛土規制法第12条第1項の規定が適用される建築物 (☐ 該当 ☐ 非該当(判定済) ☐ 非該当(自主※))		
※ ☐ 確認申請図書の配置図に、「盛土規制法第12条第1項の規定が適用される建築物ではない」と記載しました。		

■ 計画概要に関する調査事項は次のとおりです。

1. 道路関係（建築指導部建築企画課(道路指定)）

道 路	道路種別の確認は『マップナビおおさか』の指定道路図【道路参考図】でご確認ください。 『マップナビおおさか』で検索 (URL:https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/)
-----	---

2. 地域・地区

☐ 都市計画区域内(☐ 市街化 ☐ 市街化調整) ☐ 下水道処理区域 法31条(☐ 内 ☐ 外(浄化槽要))

3. 下見関係先（◇意見書・事前協議済の裏書き要/□事前協議済の裏書き要/○事前協議のみ要）

◇ 大規模建築物の事前協議 (開発調整部開発誘導課)	☐ ごみ保管施設 (環境局事業管理課)
◇ 準大規模建築物の届出 (同上)	○ 建築計画事前公開制度 (建築指導部(建築相談))
◇ 開発許可可否判定・都市計画法29条許可 (同上)	○ 防災計画書の評定 (同上(建築確認))
◇ 盛土規制法12条許可(盛土許可可否判定) (同上)	☐ 建築物総合環境評価制度(CASBEE) (同上(設備))
◇ 緑化指導要綱 (同上)	☐ 電波法 (近畿総合通信局無線通信部)
◇ ひとにやさしいまちづくり整備要綱 (同上)	☐ 防災無線(中央・西・港・浪速・住之江) (危機管理室)
◇ ワンルーム形式の建築物に関する指導要綱 (同上)	☐ 埋蔵文化財包蔵地内 (教育委員会文化財保護課)
○ 土地区画整理法76条 (同上)	☐ 臨港地区 (大阪港湾局開発調整課)
○ 都心居住促進のための住宅附置指導要綱 (同上)	☐ 河川法55条 (各河川管理者)
☐ 地区計画 ☐ 風致地区 (計画部都市計画課)	☐ 地下鉄沿い建築物 (㈱大阪メトロサービス)
☐ 附置義務駐車場・駐車場法 (同上)	☐ JR東西線沿い建築物 (関西高速鉄道㈱)
◇ 附置義務自転車駐車場 (開発調整部開発誘導課)	☐ 都市高速鉄道なこ筋線沿い建築物 (同上)
☐ 附置義務自転車駐車場 (建設局企画部方面調整課)	☐ 屋外広告物法 (建設局総務部管理課)
☐ 景観法 (計画部都市計画課(都市景観))	☐ 危険物 (所轄消防署)
◇ 御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等 (同上)	☐ 一定規模以上の商業店舗 (経済戦略局産業振興課)
☐ 狭あい道路拡幅整備 (都市整備局住環境整備課)	☐
○ HOPEゾーン区域 (都市整備局住宅政策課)	☐
◇ 許可・認定	☐
関係機関意見記入欄	◇ 検査済証交付に関する意見書 有

余白がない場合は裏面に記入願います。

一定規模の建築物及び建築設備は、定期調(検)査報告書の提出が必要となります。